

平成25年第3回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成25年5月15日(水曜日)

議事日程第1号

平成25年5月15日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第1号
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 閉会中の所管事項調査について
- 日程第11 議案第64号から同第69号まで
- 日程第12 議案第70号
- 日程第13 議案第71号及び同第72号
- 日程第14 議案第73号
- 日程第15 議案第74号及び同第75号
- 日程第16 議案第76号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第1号
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 閉会中の所管事項調査について

## 追加日程第1 議席の一部変更について

- 日程第11 議案第64号から同第69号まで  
 日程第12 議案第70号  
 日程第13 議案第71号及び同第72号  
 日程第14 議案第73号  
 日程第15 議案第74号及び同第75号  
 日程第16 議案第76号

応招議員 20名

出席議員 20名

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 笠原幸江君   | 2番  | 斉木勇君   |
| 3番  | 渡辺重雄君   | 4番  | 吉川慶一君  |
| 5番  | 樋口英一君   | 6番  | 保坂悟君   |
| 7番  | 田中立一君   | 8番  | 古川昇君   |
| 9番  | 伊藤文博君   | 10番 | 中村実君   |
| 11番 | 大滝豊君    | 12番 | 高澤公君   |
| 13番 | 田原実君    | 14番 | 伊井澤一郎君 |
| 15番 | 吉岡静夫君   | 16番 | 新保峰孝君  |
| 17番 | 倉又稔君    | 18番 | 松尾徹郎君  |
| 19番 | 五十嵐健一郎君 | 20番 | 古畑浩一君  |

+

+

欠席議員 0名

## 説明のため出席した者の職氏名

|          |       |        |        |
|----------|-------|--------|--------|
| 市長       | 米田徹君  | 副市長    | 本間政一君  |
| 総務部長     | 金子裕彦君 | 市民部長   | 吉岡正史君  |
| 産業部長     | 加藤政栄君 | 総務課長   | 田原秀夫君  |
| 企画財政課長   | 斉藤隆一君 | 能生事務所長 | 久保田幸利君 |
| 青海事務所長   | 山岸寿代君 | 市民課長   | 竹之内豊君  |
| 環境生活課長   | 渡辺勇君  | 福祉事務所長 | 加藤美也子君 |
| 健康増進課長   | 岩崎良之君 | 交流観光課長 | 藤田年明君  |
| 商工農林水産課長 | 斉藤孝君  | 建設課長   | 串橋秀樹君  |
| 都市整備課長   | 金子晴彦君 | 会計管理者  | 横田靖彦君  |
| ガス水道局長   | 小林忠君  | 会計課長兼  |        |
|          |       | 消防長    | 小林強君   |

|   |   |
|---|---|
| 教 育 長 竹 田 正 光 君                                   | 教 育 次 長 伊 奈 晃 君<br>教育委員会こども課長兼務                             |
| 教育委員会こども教育課長 池 田 修 君                              | 教育委員会生涯学習課長<br>中央公民館長兼務 原 郁 夫 君<br>市民図書館長兼務<br>勤労青少年ホーム館長兼務 |
| 教育委員会文化振興課長<br>歴史民俗資料館長兼務<br>長者ヶ原考古館長兼務 佐々木 繁 雄 君 | 監査委員事務局長 池 田 正 吾 君  |

事務局出席職員

|                |               |
|----------------|---------------|
| 局 長 小 林 武 夫 君  | 次 長 猪 又 功 君   |
| 主任主査 水 島 誠 仁 君 | 主 査 山 岸 由 尚 君 |

午前10時00分 開議

議会事務局長（小林武夫君）

おはようございます。

今臨時会は糸魚川市議会議員一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、吉岡静夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

吉岡議員、お願いします。

〔15番 吉岡静夫君 議長席に着席〕

臨時議長（吉岡静夫君）

おはようございます。

皆様方には、このたびの改選によるご当選、まことにおめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました吉岡でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。

これより平成25年第3回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席には、ただいまご着席の席を指定いたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

臨時議長（吉岡静夫君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成25年第3回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、4月21日に行われました市議会議員選挙におきまして、栄えあるご当選の榮譽を得られました議員の皆様、心からお祝い申し上げますとともに、市政の発展と市民福祉の向上にご活躍されますよう、お願いを申し上げる次第であります。

さて、私は今回の選挙におきまして、多くの市民の皆様方から力強いご支援を賜り3選をさせていただきました。これまでの2期8年を振り返りますと、1期目には、総合計画の策定とともに、新市の一体化に向けた取り組み、そして2期目には、子ども一貫教育の推進、安全・安心で元気なまちづくり、北陸新幹線開業に向けた、ジオパークを核とした交流人口拡大の取り組みを進めてまいったところであります。引き続き市政のかじ取りに、信頼と期待をいただいているものと受けとめまして、大きな感激と同時に責任の重大さを痛感し、大変身の引き締まる思いであります。

3期目に向けての具体的な所信につきましては、改めて6月市議会定例会で申し述べさせていただきたいと存じますが、糸魚川の輝く未来に向けて全身全霊を傾注し、市長の職責を務めてまいりますので、議会並びに議員の皆様より、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この機会に、当面いたしております主要事項8点について、ご報告をさせていただきます。

最初に、株式会社クリエイトワンフーズの新工場建設計画の中止について、ご報告申し上げます。+  
能生地域桂地内に工場建設を予定いたしておりました、食品加工会社の株式会社クリエイトワンフーズから、3月29日に新工場建設を断念する旨の報告がありました。

工場建設に伴い、新たに50名の雇用増が見込まれましたことから、市が企業団地を整備し、同社に土地を賃貸借する方向で進めてまいりました。このような事態となったことは、大変残念であります。既に土地を取得し、造成工事等を進め、市といたしましては工事等を継続し、今後、市内企業の新增設も含めた企業誘致活動等がスムーズに行われるよう、対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、本日、本会議終了後開催させていただきます全員協議会で、ご説明をさせていただきたいと思っております。

2点目に、世界ジオパークネットワークによる再認定現地審査の日程等について、ご報告申し上げます。

平成21年8月に糸魚川ジオパークが世界認定されまして、今年で4年が経過いたしました。世界ジオパークネットワーク事務局と、再認定に係る現地審査の日程等について調整してまいりました結果、来る7月12日から15日までの4日間、当市で行われることとなりました。

なお、世界ジオパークネットワークから派遣される審査員は、フランスのギー・マティーニさんと中国のチャンシン・ロンさんの2名であります。

審査の詳細は未定であります。再認定に向けて、万全な対応をしてまいりたいと考えております。

3点目に、えちごトキめき鉄道株式会社の経営基本計画について、ご報告申し上げます。

去る4月26日に取締役会が開かれ、3月に発表された経営基本計画案に対する一部パブリックコメント等の意見を反映した基本計画が承認されました。

特にこの中で、長大トンネルがある日本海ひすいラインでは、当分の間、ラッシュ時における2両運行に際し、乗務員を2名体制とすることとし、安全確保に配慮した計画となっております。

また、運賃水準では、現行の1.3倍で経営が成り立つ見込みとなっておりますが、今後、県と沿線3市の支援策を詰めていく中で、より一層の運賃抑制や利用促進を検討してまいりたいと考えております。

4点目に、姫川港40周年記念事業について、ご報告申し上げます。

姫川港は昭和48年9月30日に開港して以来、本年で40周年を迎えます。

「姫川港から世界へ ジオパークのまち糸魚川」をキャッチフレーズに、記念事業といたしましては、5月27日には、ビーチホールまがたまにおいて記念式典と、当市のジオパーク大使である川合俊一さん、伊藤聡子さんによる対談形式のトークショーを開催いたします。

8月2日から6日には、独立行政法人航海訓練所所有の練習帆船「日本丸」が寄港し、帆を張る訓練のセイルドリルや、船内の一般公開等を予定いたしております。

また、7月には、「ジオパークビーナス号」と命名された明星セメント社の新たな貨物船の入港が予定され、記念事業に花を添えていただけるものと考えております。

5点目に、上水道から生じる汚泥の市内セメント会社での処理について、ご報告申し上げます。

県内の浄水場から発生する汚泥を、市内のセメント工場で処理いたしておりますが、先日、新発田市並びに燕市から受け入れの要請が当市にありました。

今月31日には、排出元の新発田市、燕市、処理工場の電気化学工業株式会社、明星セメント株式会社、及び当市で協定を結ぶ予定といたしております。

これまで市の環境測定等では通常の数値であります。引き続き測定を継続するとともに、測定結果を公表し、市民の安全・安心を確保してまいります。

6点目に、能生体育館の改築について、ご報告申し上げます。

能生体育館の改築につきましては、建設場所の候補地を旧サンエー店舗跡地として、地権者と用地取得に向けて協議を進めてまいりましたが、用地売買条件等について地権者と大筋で合意いたしました。今後は、用地測量等の必要な手続を進め、本年度中に売買契約を締結する予定であります。

7点目に、青海中学校の給食について、ご報告申し上げます。

青海中学校の給食につきましては、合資会社青海食品に委託をし、実施してまいりましたが、去る3月18日に同社から、4月以降は受託できなくなったとの申し出がありました。

このため、4月からの給食について検討いたしましたところ、田沢小学校で調理をし、運搬をする方法で、調理器具の補充や調理員の増員をして、4月9日から実施をいたしております。

実施後1カ月を経過いたしました。給食の内容についても好評を得ており、今後も安全・安心で、おいしい給食を提供するよう努めてまいります。

最後に、北朝鮮人と思われる遺体の対応について、ご報告申し上げます。

4月27日、市内須沢海岸で発見されました遺体の状況については、男性、身長150センチ、中肉、白髪まじり、年齢不明、頭部は白骨化しており、司法解剖の結果、死後数カ月が経過し、死

因は不詳であります。着衣に、金正日のバッジと金日成のバッジがついておりましたが、北朝鮮人であるという確認はとれておりません。

警察庁、検察庁、海上保安庁で対応を協議した結果、身元不明の行旅死亡人の取り扱いとし、5月2日の夕方、糸魚川警察署から遺体と遺品の引き渡しを受けました。翌5月3日に、糸魚川市斎場で火葬を行い、遺骨は斎場の霊安室に安置し、遺品については市役所で保管いたしております。

以上、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（吉岡静夫君）

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時18分 開議

臨時議長（吉岡静夫君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第1．議長選挙

臨時議長（吉岡静夫君）

日程第1、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（吉岡静夫君）

ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（吉岡静夫君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（吉岡静夫君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、笠原幸江議員、2番、斉木 勇議員、3番、渡辺重雄議員、4番、伊藤文博議員、5番、吉川慶一議員、6番、保坂 悟議員、7番、田中立一議員、8番、古川 昇議員、9番、中村 実議員、10番、大滝 豊議員、11番、樋口英一議員、12番、高澤 公議員、13番、田原 実議員、14番、伊井澤一郎議員、15番、吉岡静夫議員、16番、新保峰孝議員、17番、倉又稔議員、18番、松尾徹郎議員、19番、五十嵐健一郎議員、20番、古畑浩一議員。

以上でございます。

〔投票〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（吉岡静夫君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、笠原幸江議員、5番、吉川慶一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、笠原幸江議員、5番、吉川慶一議員 立ち会い〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票18票、無効投票2票、このうち白票が2票。

有効投票中、樋口英一議員14票、新保峰孝議員3票、吉岡静夫議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、樋口英一議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました樋口英一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

樋口英一議員からご挨拶をいただきます。

樋口英一議員。〔11番 樋口英一君登壇〕

議長（樋口英一君）

ただいま皆さんからの温かいご支援の中で議長推薦をしていただきまして、まことにありがとうございました。肝に銘じて、今後、議長の職を全うしてまいりたいと考えてるところでありまして、心から誠意を持って感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

とかく浅学非才な私でありますので、議員の皆さんからいろいろご指導をいただきながら、議長職を全うしてまいる所存でございますが、伝統ある糸魚川市議会を継承し、新たなる改善に議員各位のご指導を仰ぎ、改善できるものは改善し、議会の活性化に努めてまいります。市民の負託に応えてまいる所存でございます。

現在の糸魚川市は、高齢化・少子化が大きな課題であることはもとより、地域経済の低迷、2年後に迎える新幹線の開通による地域活性化対策、松本糸魚川高規格連絡道路の早期実現、第1次産業の振興、過疎、高齢化の健康づくり、少子化対策の社会福祉の充実、若者が誇れる糸魚川の構築などの課題が山積しております。

これらを解決するためには、行政職員の意欲的な創造と英知を発揮できる環境づくりも議会として認識し、行政と議会が両輪となり、市民が主役となる自主・自立の環境の醸成を図ることも必要でありまして、地域コミュニティ形成を充実いたしまして、市民参加をしていただくことによって市民自身の満足度も深まります。自立する環境が図れるものと考えております。行政・議会・市民が心を1つにして、糸魚川の振興と発展することを願うものであります。市民が心豊かに暮らせる糸魚川、若者が自信と誇りを持てる糸魚川のために、議員各位と市民の皆さんのご理解とご支援をいただく中で、議長を全うしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

臨時議長（吉岡静夫君）

それでは樋口英一議員、議長席にお着きください。

以上で、臨時議長の職を解かせていただきます。

ご協力、大変ありがとうございました。

〔議長 樋口英一君 議長席に着席〕

議長（樋口英一君）

それでは、日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第2．議席の指定

議長（樋口英一君）

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員各位の氏名と、その議席の番号を職員に朗読させます。

議会事務局長。



議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、笠原幸江議員、2番、斉木 勇議員、3番、渡辺重雄議員、4番、伊藤文博議員、5番、吉川慶一議員、6番、保坂 悟議員、7番、田中立一議員、8番、古川 昇議員、9番、中村 実議員、10番、大滝 豊議員、11番、樋口英一議員、12番、高澤 公議員、13番、田原 実議員、14番、伊井澤一郎議員、15番、吉岡静夫議員、16番、新保峰孝議員、17番、倉又稔議員、18番、松尾徹郎議員、19番、五十嵐健一郎議員、20番、古畑浩一議員。

以上でございます。

議長（樋口英一君）

ただいま朗読のとおり議席を指定いたしました。

### 日程第3．会議録署名議員の指名

議長（樋口英一君）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、笠原幸江議員、10番、大滝 豊議員を指名いたします。

### 日程第4．会期の決定

議長（樋口英一君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日の1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、会期は1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時40分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

### 日程第5．副議長選挙

議長（樋口英一君）

日程第 5、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（樋口英一君）

ただいまの出席議員数は 20 人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（樋口英一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

配付漏れなしと認め、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（樋口英一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

点呼を命じます。

議会事務局長、お願いします。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

1 番、笠原幸江議員、2 番、斉木 勇議員、3 番、渡辺重雄議員、4 番、伊藤文博議員、5 番、吉川慶一議員、6 番、保坂 悟議員、7 番、田中立一議員、8 番、古川 昇議員、9 番、中村 実議員、10 番、大滝 豊議員、11 番、樋口英一議員、12 番、高澤 公議員、13 番、田原 実議員、14 番、伊井澤一郎議員、15 番、吉岡静夫議員、16 番、新保峰孝議員、17 番、倉又稔議員、18 番、松尾徹郎議員、19 番、五十嵐健一郎議員、20 番、古畑浩一議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（樋口英一君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（樋口英一君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、斉木 勇議員、6番、保坂 悟議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔2番、斉木 勇議員、6番、保坂 悟議員 立ち会い〕

議長（樋口英一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票19票、無効投票1票、うち白票1票。

有効投票中、伊井澤一郎議員18票、吉岡静夫議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、伊井澤一郎議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊井澤一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

伊井澤一郎議員からご挨拶をいただきます。

伊井澤議員。〔14番 伊井澤一郎君登壇〕

副議長（伊井澤一郎君）

ただいま副議長選挙におきまして多くの皆様方からご支援をいただきまして、まことにありがとうございます。副議長という重責をいただきまして、身が引き締まる思いでございます。

新たな議会を進めるに当たりまして、議長の補佐に努め、議会、行政がスムーズに運営できるよう努力してまいりたいと思っております。最善の努力をして、議会、行政の歯車がよく合うような行政運営にしていきたいと思います。

また、議長に対しての補佐役として努力してまいるところでございます。また、市民の皆様方に、よりよい議会に努めてまいります。議員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく願います。

〔拍手〕

日程第6．常任委員会委員の選任について

議長（樋口英一君）

日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、議長において指名することに決しました。

事務局長をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

総務文教常任委員会には、笠原幸江議員、伊藤文博議員、吉川慶一議員、樋口英一議員、吉岡静夫議員、松尾徹郎議員、古畑浩一議員、以上の7名でございます。

次に、建設産業常任委員会、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、保坂 悟議員、田中立一議員、大滝豊議員、伊井澤一郎議員、五十嵐健一郎議員、以上、7名でございます。

次に、市民厚生常任委員会、古川 昇議員、中村 実議員、高澤 公議員、田原 実議員、倉又稔議員、新保峰孝議員、以上、6名でございます。

議長（樋口英一君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時06分 開議

+

+

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

各常任委員会が開催され、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

事務局職員をもって氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長には松尾徹郎議員、同副委員長には吉岡静夫議員。

建設産業常任委員会、委員長には保坂 悟議員、同副委員長には斉木 勇議員。

市民厚生常任委員会、委員長には中村 実議員、同副委員長には田原 実議員。

以上であります。

議長（樋口英一君）

以上でございます。

ここで10分間の休憩をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 7 . 発議第 1 号

議長（樋口英一君）

日程第 7、発議第 1 号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾徹郎議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

発議第 1 号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議員定数が 26 人から 20 人になったことにより、各常任委員会の定数も 7 人、あるいは 6 人へと変更されました。それらを参考にしながら、一人会派の皆さんを含む会派代表者会議において協議いたしました結果、議会運営委員会の定数においても現行の 9 人体制を維持した場合、委員会構成において著しく会派間に不均衡が生じるため、現在の 9 人体制から 7 人に変更いたしたく、所要の改正を行いたいものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対し質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより発議第1号の告示手続のため、暫時休憩いたします。5分間の休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

午前11時27分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第8．議会運営委員会委員の選任について

議長（樋口英一君）

日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

伊藤文博議員、古川 昇議員、大滝 豊議員、伊井澤一郎議員、倉又 稔議員、松尾徹郎議員、古畑浩一議員。

以上であります。

議長（樋口英一君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 37 分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に倉又 稔議員、副委員長に大滝 豊議員となりました。

以上であります。

日程第 9 . 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（樋口英一君）

次に、日程第 9、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選とすることにしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、議長において指名することに決しました。

それでは新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、樋口英一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した樋口英一議員を、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、樋口英一議員が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所管事項調査申出書の配付のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 39 分 休憩

午前 11 時 41 分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 10 . 閉会中の所管事項調査について

議長（樋口英一君）

次に、日程第 10、閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議会運営委員会で協議するため暫時休憩といたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 52 分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

追加日程第 1 . 議席の一部変更について

議長（樋口英一君）

追加日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。



ただいま開催されました議会運営委員会の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

17番（倉又 稔君）

今ほど議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議席の一部変更につきまして協議をいたしました結果、4番を吉川慶一議員、5番を樋口英一議員、9番を伊藤文博議員、10番を中村 実議員、11番を大滝 豊議員に、それぞれ変更することで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、議席の一部を変更することに決しました。

議席の移動のため、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、後日、市長から委嘱または任命される各種委員について、それぞれ決定をみておりますので、ご報告をいたします。

事務局長をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

都市計画審議会委員、保坂 悟議員、斉木 勇議員。

青少年問題協議会委員、松尾徹郎議員。

民生委員推薦会委員会委員、中村 実議員、田原 実議員。  
土地開発公社理事、樋口英一議員、松尾徹郎議員。  
糸魚川市社会福祉協議会理事、中村 実議員。

以上でございます。

議長（樋口英一君）

ただいま報告させていただいたとおりでございます。

昼食時限のために、13時まで休憩をとらせていただきます。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第11．議案第64号から同第69号まで

議長（樋口英一君）

引き続き、日程第11、議案第64号から同第69号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第64号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、延滞金の特例割合の見直し及び市民税のふるさと寄附金に係る税額控除の見直しと、住宅ローン控除の延長、拡充であります。

議案第65号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、地域決定型地方税制特例措置の対象施設の課税標準軽減率の規定を追加するものであります。

議案第66号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、特定世帯等に係る軽減特例措置の延長等であります。

議案第67号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、条例

の有効期限を2年間延長するものであります。

議案第68号は、平成24年度一般会計補正予算(第15号)の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ4,005万9,000円を減額し、総額を340億1,309万4,000円といたしております。これは事業費が確定したことに伴う整理補正が主な内容であります。

議案第69号は、平成24年度国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ382万円減額し、総額を1億6,094万9,000円といたしております。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

竹之内市民課長。〔市民課長 竹之内 豊君登壇〕

市民課長(竹之内 豊君)

それでは議案第64号、市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をいたします。

今回の改正は、平成25年度の税制改正を実施するための地方税法の一部を改正する法律が、本年3月29日に成立をし、翌30日に公布されたことに伴い、当市の平成25年度の市税の賦課に反映させるため、3月30日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正点であります。議案書の3ページの5行目からになりますが、第21条の6及び附則第7条の4は、都道府県または市区町村に対する寄附、通称ふるさと寄附金を行った場合、寄附金額のうち2,000円を超える額について、所得税と個人市民税をあわせて全額控除できる仕組みとなっておりますところ、所得税においては平成25年から復興特別所得税が課税されることにより、この寄附金控除額も上乘せされますことから、個人市民税の寄附金控除額については、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税における軽減分を縮減することにより、控除の総額をこれまでと同じにするための改正であります。

附則第4条の2及び4ページの附則第4条の2の2の改正は、延滞金の特例割合の見直しでありまして、近年の低金利状況を踏まえて、国税において延滞税等の割合の見直しが行われることにあわせて、同様の見直しをするものであります。

附則第4条の3は、公益法人等に対して、財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合の譲渡所得に係る個人の市民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に一定の要件を満たした法人を加えるため、規定を整備するものであります。

附則第7条の3の2の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除、通称住宅ローン控除について、適用期限を居住年が平成25年12月末までから、平成29年12月末までに延長するとともに、消費税率の引き上げに伴う対応といたしまして、平成26年4月以降の住宅ローン控除の限度額を、所得税の課税総所得金額の5%から7%に引き上げるものであります。

なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額については、これまでと同様に地方特例交付金により全額国費で補てんされることになっております。

附則第10条の3の追加は、平成24年度の税制改正において導入された地域決定型地方税制特

例措置、通称わがまち特例によりまして、固定資産税の課税標準の特例3件の軽減率を、法律で定める上限・下限の範囲内で決定するものであり、第1項では、下水道法に規定する公害防止用の下水道除外施設について、第2項では、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設について、第3項では、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫について、それぞれ課税標準に乗ずる特例割合を定めたものであります。

ただし、当市内においては、いずれの対象施設も現存せず、また、当面設置される見込みもありませんことから、法律で示した標準的な特例割合を用いております。

附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正に伴い、規定を整備したものであります。

次に、7ページの改正附則であります。第1条で、施行期日を平成25年4月1日とし、延滞金の特例割合の見直し、公益法人等に係る市民税の課税の特例、及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正については、平成26年1月1日から、住宅ローン控除関係の改正は、平成27年1月1日からと規定をいたしております。

また、第2条では、延滞金に係る経過措置を、第3条では、市民税に係る経過措置、第4条では、固定資産税に係る経過措置を、それぞれ規定しております。

続いて、議案第65号、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をいたします。

これにつきましても地方税法の一部改正によりまして、3月30日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正点であります。3ページの下から6行目の附則第4項の追加は、先ほど市税条例の一部改正でご説明しました地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例によって固定資産税の課税標準の特例軽減率を定めた3件の中で、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫、これにつきましては対象の施設が、これのみ建物であるために都市計画税の課税対象にもなりますことから、固定資産税と同様に協定後5年度間は、その価格に3分の2を乗じた額を課税標準とする特例措置を講ずる規定を追加したものであり、その他の改正は、条ずれ等により規定の整備をしたものであります。

なお、改正附則では、施行期日を平成25年4月1日、また、経過措置を規定しております。

次に、議案第66号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をいたします。

これにつきましても地方税法の一部改正が3月30日に公布されたことに伴いまして、当市の国民健康保険税に反映させるために、3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正点であります。平成20年度の後期高齢者医療制度の創設時に、世帯員の一部が後期高齢者医療制度へ移行した国民健康保険加入世帯の保険税が負担増とならないように講じられた2つの特例措置について、適用期間の延長等を行ったものでございます。

具体的には、1つ目に、均等割額、世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額の算定において移行後5年間は、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した世帯員の所得金額及びその人数を、国民健康保険の被保険者数に含めて算定する特例でございしますが、6年目移行も、従前と同様の軽減が受けられるよう恒久的な措置としたこと。

2つ目には、後期高齢者医療制度への移行によって、国民健康保険の単身世帯となった世帯について、移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1軽減する措置の対象となっていた世帯について急激な負担増を避けるため、移行後6年目から8年目までの間、世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を追加したことによる規定の整備であります。

なお、4ページの改正附則では、施行期日を平成25年4月1日とし、平成25年度以降分から適用すること。及び附則第25項の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の改正規定のみ、平成26年1月1日から施行することといたしております。

私からの説明は、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

商工農林水産課長（齊藤 孝君）

それでは私のほうから、議案第67号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

企業立地促進条例は、市内の新規企業の立地、及び市内企業の市内への投資を促進するため、当該投資に係ります固定資産税の課税免除などの奨励措置を定めたものであります。

条例の有効期限が平成25年3月31日までとなっておりますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定に基づく地方税の課税免除等の適用に関します総務省令が25年3月30日に一部改正されたことに伴いまして、総務省令の改正後の期限に合わせ、当該条例の有効期限を平成27年3月31日まで2年間延長する改正を専決処分したものであります。

説明は以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

企画財政課長（齊藤隆一君）

私のほうから、議案第68号、平成24年度一般会計補正予算（第15号）の専決処分の内容につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は例年のとおり3月29日付で、事業確定に伴い整理補正を行ったものであり、第1条では、歳入歳出それぞれ4,005万9,000円減額し、歳入歳出それぞれ340億1,309万4,000円といたしたものであります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書で説明をいたします。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

歳出の主なものを説明いたします。

2款、総務費、4項2目、選挙執行費では、衆議院議員選挙及び県知事選挙費の精算に伴う減額であり、6款、農林水産業費、2項3目、林道整備事業の37番、林道点検診断・保全整備事業では、補助金から国の緊急経済対策に基づく地域の元気臨時交付金への財源変更であります。

18、19ページをお願いいたします。

10款、教育費、7項5目、文化行政費の44番、埋蔵文化財発掘調査事業では、県立特別支援

学校の建設地である清崎隠殿遺跡調査が当初想定よりも遺物が少なく、作業量の減少に伴う減額と、98番、県史跡相馬御風宅整備事業では、平成24年度で県補助金が不採択となったことによる減額であります。

8項3目、体育施設費の能生体育館整備事業では、建設用地の選定に時間を要し、実施設計が遅延となったことによる減額であり、改めて平成25年度予算に計上することとしています。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

2款、地方譲与税では、自動車重量譲与税の減額、14款、国庫支出金では、地域の元気臨時交付金の追加、15款、県支出金では、林業費補助金、社会教育費補助金及び選挙委託金の減額、17款、寄附金では、一般寄附金の追加。

14、15ページをお願いいたします。

20款、諸収入では、遺跡発掘調査負担金の減額、21款、市債では、合併特例債の減額であります。

次に、6ページをお願いいたします。

第2条関係の繰越明許費の補正は第2表のとおりであり、繰越明許費の追加につきましては、山ノ井保育園整備事業ほか2事業で3,805万4,000円の追加であり、繰越明許費の変更につきましては、地区公民館施設整備事業で1,204万3,000円の増額としています。

次に、7ページをお願いいたします。

第3条関係の地方債の補正は、第3表のとおりであります。地方債の変更につきましては、合併特例債で1,670万円の減額をしたものであります。

以上で、平成24年度一般会計補正予算（第15号）の説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

岩崎健康増進課長。〔健康増進課長 岩崎良之君登壇〕

健康増進課長（岩崎良之君）

議案第69号の平成24年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の内容について、ご説明をさせていただきます。

平成24年12月補正させていただきました診療所整備事業の実施設計委託料の確定に伴います減額と、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

予算書、14ページ、15ページの歳出をお願いいたします。

12月議会で能生国保診療所改築の実施設計委託料2,800万円と、建築確認申請手数料29万8,000円の合計2,829万8,000円を追加補正させていただき、実施設計を12月28日に2,415万円で契約いたしましたことなどに伴いまして、382万円を減額させていただきたいものでございます。

また、工期につきましては、3月31日から6月28日といたすために、実施設計委託料と建築確認申請手数料を平成25年度に繰り越しさせていただきたいものです。

歳入につきましては、12ページ、13ページをお願いいたします。

実施設計委託料の減額に伴いまして、5款1項2目の一般会計繰入金で12万円、8款1項1目

の合併特例債で370万円を減額いたしております。

6ページに、第2表、繰越明許費、7ページには第3表、地方債補正の変更の表を記載させていただいております。

以上で、平成24年度国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長(樋口英一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号、専決処分の承認を求めることについて(糸魚川市市税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第65号、専決処分の承認を求めることについて(糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第66号、専決処分の承認を求めることについて(糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第68号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第15号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第69号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

+

日程第12．議案第70号

議長（樋口英一君）

日程第12、議案第70号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第70号は、副市長の選任についてでありまして、本間政一さんの任期が平成25年5月19日をもちまして満了となりますことから、後任といたしまして織田義夫さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 開議

+

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま新副市長が出席をさせていただいております。発言を求められておりますので、この際これを許します。

織田義夫さん。〔織田義夫君登壇〕

（織田義夫君）

今ほどは私の副市長選任についてご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。身に余る光栄であります。一方、職責の重大さを痛感しているところであります。

あの東日本大震災の発生直後でありました平成23年3月に、市職員を定年退職してからちょうど2年となりました。先日、米田市長より副市長にとの要請がありましたが、全く想定外のこと、大変驚いたことであります。考えますと自分自身、副市長が務まるとは思っておりませんし、また、2年間のブランクもあり非常に迷いましたが、相談した周囲の方々から激励や助言、さらにはお力添えを頂戴しまして、最終的にはお受けすることといたしました。

本日、このような同意を頂戴しましたので、大変微力ではありますが、糸魚川市の発展と市民の幸福のために日夜奮闘しております米田市長を、全力でしっかりと支えていくことを決意したところであります。

また、多くの行政課題に対しましては何事にも誠心誠意に徹し、精いっぱい取り組んでまいりま

すので、何とぞ議員の皆様からも温かいご支援、ご指導を賜りますよう切にお願いをしまして、就任に向けてのご挨拶といたします。

何とぞよろしく願います。

〔拍手〕

日程第 13 . 議案第 71 号及び同第 72 号

議長（樋口英一君）

日程第 13、議案第 71 号及び同第 72 号、教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 71 号及び議案第 72 号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、竹田正光さん及び川原敏光さんの任期が、平成 25 年 5 月 19 日をもちまして満了となりますことから、議案第 71 号では、再度、竹田正光さんを、議案第 72 号では、後任といたしまして永野雅美さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第 71 号、教育委員会委員の任命について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第72号、教育委員会委員の任命について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

#### 日程第14．議案第73号

議長（樋口英一君）

日程第14、議案第73号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高澤 公議員の退席を求めます。

〔12番 高澤 公君退席〕

議長（樋口英一君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第73号は、監査委員の選任についてでありまして、伊井澤一郎さんの任期が平成25年4月23日をもちまして満了となりましたことから、新たに高澤 公さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第73号、監査委員の選任について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

高澤議員の退席を解きます。

〔12番 高澤 公君着席〕

日程第15．議案第74号及び同第75号

議長（樋口英一君）

日程第15、議案第74号及び同第75号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第74号は、烏帽子の里条例の一部改正についてでありまして、建設中の烏帽子の里外壁に損傷が確認され、外壁を取りかえなければならないことから、烏帽子の里供用開始日を変更するため、施行期日の改正を行いたいものであります。

議案第75号は、指定管理者の指定の変更についてでありまして、議案第74号と同様に、指定の期間を変更したいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

商工農林水産課長（齊藤 孝君）

それでは議案第74号、糸魚川市烏帽子の里条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第75号、指定管理者の指定の変更について（烏帽子の里）の2つの議案について、一括して説明申し上げます。

今臨時会に提案し、ご審議いただくこととなりました理由は、（仮称）烏帽子の里建築工事の施工中におきまして、何らかの原因により建物外壁4面全てに打ちつけられたような傷、またはひっかき傷が全部で115カ所確認された旨、施工業者であります谷村・関原特定共同企業体から報告がありました。

その修復方法について施工業者と庁内関係部署、さらに地元の了解を得ながら、4面全ての外壁を張りかえすることといたしました。その全面張りかえ作業に要する工事によりまして、完成期日を延期する必要が生じました。伴いまして、烏帽子の里条例の施行日及び指定管理者の指定開始日を、当初、平成25年6月1日といたしておりましたけども、それぞれ平成25年9月1日とさせていただきますたく、今回提案させていただきますものであります。

経過につきましては、お手元に配付をさせていただいております資料に基づきまして、少しご説明申し上げます。

1番、烏帽子の里の再建経過では、平成22年8月20日に火災により焼失いたしました。一度は再建を断念されました。

平成23年8月12日には、北山地区、砂場地区、三津屋地区それぞれの総代さん、及び西山集落協定代表者から西山地区、仮称ではありますが、多目的交流センター烏帽子の里建設要望書が提出をなされました。

平成24年9月2日には、建築工事、電気工事、機械設備工事を発注し、施工してまいりました。

2番目の被害の把握の経過でございますけども、外壁の損傷把握は、平成25年3月19日に請負業者が確認いたしました。推定ではありますけども、平成25年2月27日から同年3月8日の期間に損傷を受けたものと思われま。資料の右側の写真をご参照ください。

請負業者では同年4月15日に、糸魚川警察署へ被害届を提出しております。それとあわせまして、請負業者のほうにおきましては、監視体制の強化を行っていただいております。

3番目、市の対応といたしましては、25年4月9日、修復の方法につきまして庁内関係部署及び地元の了解を得た上で、外壁の全面張りかえすることを確認したものでございます。

説明は以上でありますけども、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

今回のこの外壁に傷がついてるという点で、4面で115カ所というのは何か物が飛んできて、それで傷がついたというふうなことではないというふうに思われるんですが、請負業者のほうから被害届が出されているということで、それはそれできちんと調べていただきたいと思うんですが、この場合、市のほうで全面張りかえとすることを確認したということなんですが、この段階で費用というのは、どこが負担するということになりますか。当然、業者のほうだと思ってしまうんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

商工農林水産課長（斉藤 孝君）

施工業者のほうでは建設途中の保険に加入をしております、そちらのほうの連絡もっております。

まして、今のところのお話を聞きますと、修復に要します費用は、今のところほぼ満額保険適用になるというふうにお伺いしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

この経過というところにもいろいろ書いてありますけども、再建を断念する、そしてまたやることになったと、いろいろと曲折があった、そういう施設ではないかと思えます。もしこれが市が引き取った後、こういうことが再び起こらないとも限らないと思うんですね、今までの経過、もしこれが人為的なものであるということになりますと。そうなった場合、これは当然、市のほうで、これを出さんきゃならんということになるんでないかと思うんですが、その辺のところは、どういふふうなお考えでしょうか、どういふふうになるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

企画財政課長（斉藤隆一君）

完成をして、糸魚川市が引き取りを受けた後のことをご質問されていると思いますけれども、当然、市の施設になりますと保険加入をいたします。やはり原因等も関係するかと思いますけれども、保険での対応が考えられるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

少なくともこういう施設をつくる場合は、きちんとした地元の合意というものがなされて、その上でやはり施行されないと、非常にその後もやっぱりまずいことになるんじゃないかと思うんですよ。この場合、どこまでそういうふうな話し合いがなされたか、内容はよくわからないので、はっきりと言えませんけども、今後いろんな施設なり、いろんな事業に取り組むという場合には、ぜひ地元のほうで、合意がきちんとなされるように取り組んでいただきたいと思えます。

議長（樋口英一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

ただいま新保議員の質問に関連いたしまして、お聞かせいただきたいと思えます。

今回の破損における原因というものは、今、警察で捜査中ということで、何でこうなったかということにつきましては、一切知らされておらんわけではありますが、ただいまの新保議員の質問の内容によると、合意形成がなされなかったゆえの、そこだけ聞いてると地元の皆さんが石をぶつけた

り、刃物で傷つけたというふうに聞こえるんですが、そういったような素地はあるんですか。だとしたらゆゆしき問題だと思いますし、そういうことが確認されないということであるならば、誤解のないように私は答弁すべきだと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。私も答えさせていただきたいと思っております。

非常にこれにつきましては地元の方々の思い、熱い気持ちの中でこの烏帽子の里ができ、そして運営されてきて火災に遭った。しかし、高齢化の中で断念した理由は、やはりそういった事柄だったと思うんですが、しかし、またいろんな支援体制がある中で、再度、みんなでやろうということ で地元の方々、また、それからそこをふるさととする方々、関係する方々が集まって、さらに大きな輪になって、この建設の経過に至ったわけございまして、地元との合意形成は十分に私はなされたと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

そういうことであるならば、ひとつ誰がいかような理由で、このようなことをやったかということについても、警察と連携してしっかりとやっていただきたいと思います。犯人逮捕するのは行政の責任ではありませんので、変な、これでケチがついた施設にならないように、市長の答弁のとおり、これが地元にとって有効活用できるように、やはりちゃんとしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それから、もう1点だけ質問させていただくんですが、外壁の工事で張りかえるだけで、やっぱりこれ3カ月も延長せんならんもんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

都市整備課長（金子晴彦君）

うちのほうの建築技術者、それから施工業者、それからこれからは監理業務を委託しておりますので、三者集まった中で資材、同様な材料のまた調達からということで、そういう工期という形で変更を承認したところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

補足をさせていただきます。

張りかえるだけなら簡単なんです、防水だとか窓際だとか、いろいろ細部にわたって全面的に

張りかえるという形になりますので非常に手間暇、外すにも時間、手間暇かけて、また、つけるにも手間暇かかるという非常に工期もかかる。私も現地を見させてもらった中では、そのような説明を受けました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

ちなみに、今回の被害総額というのはどのぐらいなんですか。建設業者からは、幾らという報告になっていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

商工農林水産課長（齊藤 孝君）

施工業者のほうからは概算の見積もりをいただいております、約800万円強であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

質問はこれで終了いたしますが、ちょっと後味の悪い事件だなというふうに思っております。

所管の皆さんにおかれましては、先ほど市長の答弁のように、ひとつ地元に変なケチのつかないように、これを本当に市民の税金を使って、地域活性化のための拠点としてつくるという大きな目標がありますので、できたものにつきましては、皆さんに喜ばれて有効活用できるような施設、本来の目的に戻ってちゃんとできるように、これはアフターケアの必要があるんじゃないかと思いますが、よろしく願いいたしますして質問を終了します。

議長（樋口英一君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、



これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号、糸魚川市烏帽子の里条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、指定管理者の指定の変更について（烏帽子の里）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第16．議案第76号

議長（樋口英一君）

日程第16、議案第76号、契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第76号は、契約の締結についてでありまして、大和川漁港海岸保全その2工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は2億9,400万円で、契約の相手方は株式会社谷村建設であります。

国の緊急経済対策関係事業でありまして、波浪の穏やかな時期に早期着工し、完成を図りたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長からご説明をさせていただきます。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

商工農林水産課長（斉藤 孝君）

それでは、議案第76号の契約の締結につきまして、大和川漁港海岸保全その2工事に係ります工事請負契約を締結したいものであります。

契約金額と契約の相手方は、議案書のとおりであります。

本契約の入札につきましては、地域要件を条件といたします制限付き一般競争入札で実施をいたしました。本件の予定価格が1億円を超えますことから、土木一式Aランクで公告をしたところ3者から参加申し込みがありました。4月16日に決定したものであります。予定価格は2億9,973万3,000円、落札価格は2億9,400万円、落札率では98.1%でありました。

なお工期は、平成26年3月27日までを予定しております。

ここで大和川漁港、それから海岸保全区域、海岸侵食対策の事業につきまして、少し触れさせていただきます。

大和川漁港は、昭和27年11月10日、漁港指定をされました第1種漁港でありまして、平成6年の第9次漁港整備計画におきまして、泊地しゅんせつ等の整備を行ってまいりました。

また、海岸保全区域では、現在1,885メートルが区域指定されておりまして、昭和33年12月16日に、海岸保全区域の指定を受けるところであります。

昭和45年の台風災害によりまして被災をいたしました護岸は、45年から47年にかけて災害復旧工事が実施されました。

その後の海岸侵食対策といたしましては、突堤及び離岸堤の整備が概成しておりますけれども、近年の著しい海岸侵食を受け、地元からの強い要望によりまして、平成22年と24年には震動調査を、平成23年には漂砂調査を、24年からは国の補助対象事業といたしまして、本格的に海岸保全事業の設計に取り組んでまいりました。

お手元に配付しております大和川漁港海岸事業計画平面図をごらんください。

この図面につきましては、25年度当初予算の予算審査の際に資料としてお配りしたものと同一ベースでもって平面図をお渡ししております。海岸侵食対策工の全体では、総延長350.8メートル、潜堤が9基、総事業費で13億3,900万円であります。

今回提案の契約案件に係ります工事は、大和川漁港海岸保全その2工事でありまして、図面中央の赤着色が対象となっております。第4潜堤から第7潜堤で異形ブロック497個の製作、基礎工事及びブロックの据えつけ454個を実施するものでありまして、図面中央の工程表、赤字をごらんください。国の緊急経済対策の関係事業でもありまして早期着工、それから比較的波浪の穏やかな時期、10月後半までに完成を図りたいものであります。

なお、平面図及び工程表で青の着色、青字につきましては、その1工事といたしまして既に発注し、事業に着手している部分でございます。

この漁港海岸保全工事にあわせまして、姫川港のしゅんせつの砂れきによる養浜工事、及び姫川港整備工事から発生いたします不要なブロックを再利用した大和川漁港西防波堤の消波工事につきましても、関連工事といたしまして資料につけ加えさせていただきました。

説明は以上であります。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号、契約の締結について（大和川漁港海岸）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長より発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

市議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます

本臨時会におきましては、専決処分並びに条例改正等の議案をご承認いただき、また、副市長、監査委員の選任、教育委員会委員の任命にそれぞれご同意を賜り、心からお礼申し上げます。

本日、行政並びに議会の新たな体制が整い、新市の第3ステージがスタートいたしましたところであります。当市の行政課題は山積いたしておりますが、マニフェストでお約束いたしました交流人口200万人の達成、チーム系魚川のスタート、職員の意識改革を実現し、30年先も持続可能な系魚川を目指し、全力を挙げて取り組んでまいります。

議会並びに議員の皆様方におかれましても、市政の発展と市民福祉の向上にご活躍されますとともに、市政運営につきましても一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりに、平成25年6月市議会定例会の招集日を、6月10日（月曜日）とさせていただきたくご報告を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（樋口英一君）

これをもちまして、平成25年第3回臨時会を閉会いたします。

午後1時59分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

議員

議員

+

+

+